

### 3 介護給付費算定に係る加算等について

介護報酬の単位数は、施設基準に定められた事業所・施設の人員配置区分に応じて設定されています。また、施設基準等を満たした場合に算定できる加算や、満たさない場合に行わなければならない減算があります。詳しくは、長寿社会対策課までご照会ください。

#### 届出日と算定開始月について

訪問サービス 通所サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護	毎月15日以前に届出 翌月から 毎月16日以後に届出 翌々月から
訪問看護ステーションの 緊急時訪問看護加算	届出が受理された日から算定
短期入所サービス 特定入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設生活介護	届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合はその月から算定)

#### 加算の要件を満たさなくなった場合について

事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった(該当しなくなることが明らかになった)ときには、その旨を速やかに届け出てください。加算等の算定は、基準に該当しなくなった日から行うことはできません。

#### 特別地域加算

サービス確保の観点から、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はそのサテライトの訪問介護員等が指定サービスの提供を行った場合は、特別地域加算として、一回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

なお、厚生労働大臣が定める地域は次のとおりです。(平成十二年二月十日、厚生労働省告示第二十四号)

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

#### <参考> 香川県内の特別地域加算の対象地域

高松市	男木島、女木島 塩江町：全域	三豊市	粟島、志々島
丸亀市	本島、牛島、広島、手島、 小手島	土庄町	豊島、小豊島

坂 出 市	与島、鍋島、小与島、岩黒島、櫃石島	直 島 町	井島、牛ヶ首島、喜兵衛島、屏風島、家島、向島、直島本島
観 音 寺 市	伊吹島、股島 大野原町：五郷	綾 川 町	粉所
さ ぬ き 市	多和	まんのう町	美合、七箇
東かがわ市	小海、五名、福栄	多 度 津 町	佐柳島、高見島

## 割引

介護保険サービスの費用（介護報酬）は、原則として厚生労働大臣が定める基準により算定し、9割が事業所に支払われ、1割が利用者の負担となります。ただし、実際の費用が基準により算定した額よりも低い場合には、実際のサービス費用の9割が事業者を支払われ、残りの1割が利用者の負担になります。

したがって、事業者は基準により算定される額よりも低い割引額で介護保険のサービスを提供することができます。

介護報酬の割引は、事業所ごと、サービスごとに複数の割引方法(例えば、時間帯・曜日・暦日ごとによる割引)を設定できますので、事前に届出をしてください。